

# 宮崎県高病原性鳥インフルエンザ対策本部会議（書面開催）

日時：令和8年1月2日  
午前9時から

## 1 協議事項

高病原性鳥インフルエンザ疑い事例の発生について

## 2 本部長指示事項

# 高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例の発生について

令和8年1月2日  
畜産局

## 1 農場の概要

所在地：延岡市

飼養状況：種鶏 約 6,000 羽

## 2 発生の経緯

- (1) 1日午後6時、延岡家畜保健衛生所が、当該農場から死亡鶏が増加した旨の通報を受け、農場立入検査を実施。
- (2) 同日午後6時40分、延岡家畜保健衛生所が、当該農場において鳥インフルエンザの簡易検査を実施したところ、A型インフルエンザ陽性を確認。
- (3) 同日午後10時10分、宮崎家畜保健衛生所において、当該農場から持ち帰った検体について鳥インフルエンザの簡易検査を実施したところ、A型インフルエンザ陽性を確認。

## 3 これまでの対応

- (1) 緊急的な措置として、PCR検査が終了するまでの間、以下の対応を実施。
  - ① 当該農場の飼養鶏、鶏糞の持ち出しの禁止
  - ② 周辺農場の飼養状況の確認及び移動自粛の要請
- (2) 県対策本部班長会議の開催
- (3) 疑い事例のプレスリリース（第1報：1日午後10時30分）
- (4) 動員予定者への対応依頼
- (5) 消毒ポイント設置箇所の選定

## 4 今後の対応

- (1) 宮崎家畜保健衛生所におけるPCR検査
- (2) 農林水産省による疑似患畜の判定、防疫措置の実施
  - ① 発生農場における殺処分開始
  - ② 農場周辺の移動制限（3km以内）及び搬出制限区域（3～10km）の設定
- (3) 消毒ポイントの運営開始

## 5 制限区域内の農場数及び飼養羽数（暫定）

区 域	農場数	飼養羽数（約）
移動制限区域内（～3km）	0	0羽
搬出制限区域内（3～10km）	8	241千羽

# 防 疫 方 針

- ① 紮処分は24時間以内に完了する
  - ② 埋却は72時間以内に完了する
  - ③ 自衛隊への災害派遣は要請しない
  - ④ 紮処分は、疑似患畜の確定後、直ちに発生鶏糞から開始する
  - ⑤ 紮処分した鶏の死体に加え、全鶏舎の鶏糞、飼料は埋却処分とする
- なお、鶏糞等の埋却が困難な場合は、県本部総括・企画部に相談の上、堆肥舎等に封じ込むこと
- ⑥ 消毒ポイントについて事前に設置場所を選定し、疑似患畜の確定後、直ちに運営を開始する

## **本部長指示事項**

- 1 徹底した防疫措置を迅速に進め、ウイルスを封じ込めること。
- 2 現場の状況をしっかりと把握して、県民に対して正確な情報を迅速に伝えること。
- 3 関係部局が緊密に連携し、全庁挙げて対応すること。